平成２３年（フ）第１５７号
北海道苫小牧市桜木町３丁目20番17号　桜木マンション６号
債務者　宮川　将和
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１６０号
北海道苫小牧市緑町１丁目20番５―702号
債務者　高橋　輝吉
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１８５４号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字金剛20番地１　ミノリセコンド102
債務者　草場　翔太
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８６５号
愛知県弥富市鯏浦町下与太41番地　タウニー服部Ａ―207
債務者　松元　和幸
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８８０号
愛知県豊明市栄町上姥子６番地270　ヒルトップハイツ201号
債務者　井上　修子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６１号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅２棟818号
債務者　草野　優子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０１９号
愛知県北名古屋市鹿田栄235番地
債務者　焼鳥ひょうたんこと　辻　　保
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４号
岩手県遠野市材木町３番29号
債務者　菊池　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第７２９号
仙台市太白区郡山６丁目１番12号　サンセピア201、従前の住所仙台市太白区郡山７丁目１番18号
債務者　鈴木ひろみ（旧姓半田）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７３０号
仙台市若林区六丁の目南町１番40号　ダイトーメイツ南町館206、従前の住所仙台市太白区中田町字後河原17番地の21
債務者　高橋　利幸
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７３６号
仙台市青葉区桜ケ丘６丁目９番２号　ニューチェリーハイツ103
債務者　大友　道子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７６０号
仙台市泉区黒松２丁目26番３―34号
債務者　大塚麻奈美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
富山県黒部市荻生1503―１　コーポトワイライトＡ―205、住民票上の住所石川県輪島市鳳至町鳳至丁141番地
債務者　東野　祐子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第３０２号
山梨県笛吹市石和町唐柏952番地１　スプリングフィールド201
債務者　佐藤　有里
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
山梨県甲斐市篠原1897番地６
債務者　花輪喜美子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
山梨県甲斐市篠原480番地２　コスモスＣ201
債務者　遠藤　久子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
山梨県甲府市国母８丁目15番23号　松田住宅１号
債務者　佐藤　美奈
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係